

高森町ケアマネ・ヘルパーエール支援金支給事業実施要綱

令和6年8月1日

要綱第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高森町で安定した持続可能な介護サービスを提供するため、高森町内の介護事業所において介護支援専門員及び訪問介護員として継続して勤務している者に対し、予算の範囲内で高森町ケアマネ・ヘルパーエール支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号）で使用する用語の例によるものとする。

(支援金の支給対象者及び支援金の額)

第3条 支援金の支給の対象となる者及び支援金の額は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- | | |
|-----------------------|--------------|
| (1) 居宅系介護支援専門員 | 別表第1のとおりとする。 |
| (2) 施設系介護支援専門員 | 別表第2のとおりとする。 |
| (3) 訪問介護員 | 別表第3のとおりとする。 |
| (4) 介護支援専門員資格取得・継続等経費 | 別表第4のとおりとする。 |

(支援金の支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者は、当該年度の定められた期間に、高森町ケアマネ・ヘルパーエール支援金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 介護事業所勤務証明書（様式第2号）
- (2) 資格を証明する証書等の写し
- (3) 居住地の市町村税の納税証明書
- (4) 介護支援専門員資格取得・継続等経費に係る支払証明書等
- (5) その他町長が必要と認める書類

(支援金の支給決定等)

第5条 町長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、支援金支給の可否を決定し、高森町ケアマネ・ヘルパーエール支援金支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(支援金の支給)

第6条 町長は、前条の規定により支援金の支給の決定（以下「支給決定」という。）をした場合は、支給決定した月の翌月の末日までに支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）の指定する金融機関の口座に支援金を振り込むものとする。

(支給決定の取消し及び支援金の返還)

第7条 町長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支援金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったと認める場合
- (2) その他町長が支給決定を取り消すことが相当と認める事由がある場合

2 町長は、前項の規定により支給決定の全部又は一部を取り消したときは、高森町ケアマネ・ヘルパーエール支援金支給決定取消通知書（様式第4号）により、当該支給決定者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により支給決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、高森町ケアマネ・ヘルパーエール支援金返還命令書（様式第5号）により支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

4 町長は、前項の規定により支給決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	居宅系介護支援専門員
----	------------

対象要件	(1) 都道府県知事から（主任）介護支援専門員証の交付を受けている介護支援専門員であること。 (2) 当該年度の4月1日において、介護支援専門員として高森町内の居宅介護（予防）支援事業所又は地域包括支援センターに継続して6箇月以上勤務していること。 (3) 居住地の市町村税を滞納していないこと。									
支援金の額	担当介護支援専門員として居宅介護（予防）支援費を請求した高森町被保険者の過去6箇月平均件数により支給する。 <table><tr><td>(1)</td><td>5～15件</td><td>10万円</td></tr><tr><td>(2)</td><td>16～25件</td><td>20万円</td></tr><tr><td>(3)</td><td>26件以上</td><td>30万円</td></tr></table> ただし、令和6年度支援金は一律30万円とする。	(1)	5～15件	10万円	(2)	16～25件	20万円	(3)	26件以上	30万円
(1)	5～15件	10万円								
(2)	16～25件	20万円								
(3)	26件以上	30万円								

別表第2（第3条関係）

区分	施設系介護支援専門員			
対象要件	(1) 都道府県知事から（主任）介護支援専門員証の交付を受けている介護支援専門員であること。 (2) 当該年度の4月1日において、介護支援専門員として高森町内の介護事業所に継続して6箇月以上勤務していること。 (3) 居住地の市町村税を滞納していないこと。			
支援金の額	高森町被保険者を担当した過去6箇月の月平均件数に応じて支給する。 <table><tr><td>(1)</td><td>50件以上</td><td>5万円</td></tr></table>	(1)	50件以上	5万円
(1)	50件以上	5万円		

別表第3（第3条関係）

区分	訪問介護員
対象要件	(1) 介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）以上の資格を所持する訪問介護員であること。 (2) 当該年度の4月1日において、訪問介護員として高森町内の

	訪問介護事業所に継続して6箇月以上勤務していること。 (3) 居住地の市町村税を滞納していないこと。
支援金の額	高森町被保険者を訪問した過去6箇月の月平均回数に応じて支給する。 (1) 40～59件 20万円 (2) 60件以上 30万円 ただし、令和6年度支援金は一律30万円とする。

別表第4（第3条関係）

区分	介護支援専門員資格取得・継続等経費
対象者	高森町内の介護事業所に勤務する（主任）介護支援専門員で、資格取得予定者を含むものとする。なお、介護事業所からの申請も可能とする。
対象経費	(1) 熊本県介護支援専門員新規・更新研修受講料 (2) 熊本県主任介護支援専門員新規・更新研修受講料 (3) 日本介護支援専門員入会金・年額会費 (4) 熊本県介護支援協会費 (5) 上記の支払に付随する諸経費（振込手数料等） (6) その他町長が必要と認める経費
支援金の額	実費

